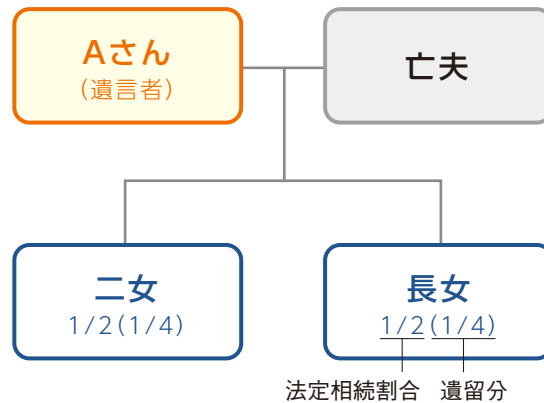


事例

ご主人に先立たれたAさんの遺言

Aさんは、数年前にご主人を亡くし、現在自宅で一人暮らし。元気なうちはこのまま自宅に住み、支障が出てきた場合には、娘との同居か、または施設に入居すれば良いと、考えています。相続には、今まで関心がなかったが、最近、親しかった友人が亡くなったり、近所に住む二女が、自宅の相続について関心がありそうなので、自分も考えなければいけないのかと、ご相談にみえました。

〈相続人関係図〉



資産内容		遺言による財産分け	相続財産合計
自宅不動産	1億円	長女 不動産・預貯金等	6,000万円
預貯金	1,000万円	二女 不動産・預貯金等	6,000万円
株式(上場株式)	1,000万円		
合計	1億2,000万円	※子どもの遺留分	各々3,000万円

Aさんの家族の状況と相続に対する考え

- (1) 二人の娘は、結婚して幸せに生活しており、親としては心配していない。
- (2) 他県に嫁いだ長女も、近所に住んでいる二女も、一緒に住もうと言っている。
- (3) 資産も重要だけれども、子どもたちの円満な関係がより重要。
- (4) 娘二人には、平等に相続させたいが、資産の多くが自宅であり、簡単ではなさそう。

遺言内容の概要

- (1) まずは、現時点の財産状況を念頭に遺言を作成しました。
- (2) 不公平感がないように、自宅を売却(換金)し、金融資産と合わせて二人で均等に分ける内容としました。
- (3) どちらかの娘の世話になったとき、または施設入居の際は、遺言を書き換えるつもりです。
- (4) 不動産売却に関する相談もできることもあり、信託銀行に任せることにしました。

*本事例は三菱UFJ信託銀行がさまざまな事例を参考に創作したものであり、実際のものとは異なります。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちら



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

